

入札件名：令和２年度ポストコロナにおける中国地域の歴史・文化と産業の融合による付加価値向上の方策検討調査

本件に係る資料は、以下記載の資料番号１～１５から構成されており、紙配付は行っていないため、調達ポータルサイト及び中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

【調達ポータルサイトからダウンロードする資料】

資料番号	資料名
1	入札公告
2	仕様書
3	評価項目一覧
4	契約書案

【中国経済産業局ホームページ（※）からダウンロードする資料】

資料番号	資料名
5	中国経済産業局入札心得 （総合評価落札方式 電子調達システム対応版）
6	予算決算及び会計令（抜粋）
7	応札資料作成要領
8	評価手順書（加算方式）
9	（様式１）質問状
10	（様式２）入札参加表明書【電子入札の場合】
11	（様式３）入札書〔紙による入札の場合〕
12	（様式４）理由書〔紙による入札の場合〕
13	（様式５）委任状〔紙による入札の場合〕
14	（様式６）提案書ひな型
15	（様式７）見積書

※http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html
(中国経済産業局＞調達情報＞入札公告関係資料＞１．総合評価落札方式)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、中国経済産業局入札心得（資料番号5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

令和2年7月28日

支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 栗田 豊滋

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度ポストコロナにおける中国地域の歴史・文化と産業の融合による付加価値向上の方策検討調査

(2) 仕様、履行期限及び納入場所等

別紙仕様書（資料番号2）のとおり。

(3) 入札方法

入札金額は、本件に関する総価（消費税率10パーセントで見積もること）で行う。

なお、本件については入札に併せて提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（資料番号6、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。

(3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(4) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

資料番号1～15のとおり。本件に係る資料は以下の方法により入手することとし、入札説明会等での紙配付は行わないので注意すること。

ア. 表紙及び資料番号 1～4

調達ポータルサイトの「調達情報の検索 調達種別の選択」から「一般競争入札の入札公示（WTO対象外）」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達資料」を必ずダウンロードすること。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>

イ. 資料番号 5～15

中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※1. 総合評価落札方式のものをダウンロード

(2) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会に代えてメールで質問を受け付けるため、9.(2)の連絡先に社名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載の上質問をすること。なお、寄せられた質問及び回答は原則公表をする（質問がない場合も同様。）。

(3) 質問期限

令和2年8月5日（水）15時00分

仕様書、提案書、評価項目一覧表等について質問等がある場合は、本公告末尾に記載の連絡先へ、様式1質問状（資料番号9）を添付しメールにて提出すること。

なお、電子調達システムを使用しての質問は不可とする。

(4) 提案書等・入札書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア. 提案書等・入札書の提出期限

令和2年8月17日（月）15時00分

イ. 提案書等の提出場所及び提出方法

本公告末尾に記載の連絡先へ、以下に示す提案書等の資料をメールで提出すること。（容量が10MBを超過する場合は分割して提出すること。）

なお、提案書等の電子調達システムを使用しての提出は不可とする。

- ・ 提案書
- ・ 評価項目一覧（資料番号3）の提案書ページ番号欄に必要事項を記入したもの
- ・ 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し

ウ. 入札書の提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

政府電子調達（GEP S）（<https://www.geps.go.jp/>）から「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、まず「証明書・提案書等提出」画面にて様式2入札参加表明書（資料番号10、以下「表明書」という。）を提出し、次に「入札（見積）書提出」画面にて入札書を提出すること。

※電子調達システムにより入札書を提出するためには、先に「証明書・提案書等提出」画面にて表明書を提出しなければならないことに注意する。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、なるべく電子調達システムにより提出すること。

[紙による提出]

やむを得ない理由により電子調達システムによる提出により難しい場合には、本公告末尾に記載の連絡先へ、提案書等と合わせて様式3入札書（資料番号11）及び様式4理由書（資料番号12）を紙により提出（持参）すること。

※入札書を入れる封筒には入札書のみを入れ、密封し、その封筒の表に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び件名を記載して提出すること。提案書等の他の資料は同封しない。

エ. 留意点

- ・代理人による入札の場合、電子調達システムにより入札書を提出する者は同システムで定める委任手続を行い、紙により入札書を提出する者は様式5委任状（資料番号13）を提出すること。
- ・提案書等は、応札資料作成要領（資料番号7）及び様式6提案書ひな型（資料番号14）を確認の上作成すること。
- ・提出した提案書等・入札書は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・提案書等の作成に要する費用は入札者の負担とする。
- ・提出した提案書等について中国経済産業局から説明を求められた場合は、入札者の責任において速やかに説明しなければならない。

(5) 入札者による提案書等の説明（プレゼンテーション）
プレゼンテーションは実施しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和2年8月24日（月）15時00分

中国経済産業局 地方連絡室（広島合同庁舎2号館2階）

開札を行った結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合、紙により入札書を提出した者は上記の開札場所において、電子調達システムにより入札書を提出した者は同システムにおいて再度の入札を行うこと。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

※電子調達システムにより入札書を提出した者は、同システムの『入札（見積、落札）状況確認』画面及び『開札結果確認』画面にて、開札の状況を確認できる。

(7) 電子調達システムの利用範囲

電子調達システムは、上記（4）ウ. 入札書の提出場所及び提出方法並びに（6）開札の日時及び場所のみ利用するものとし、それ以外の機能については利用不可とする。

4. 入札の無効

入札心得第11条に該当する入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

入札心得第14条から第16条に基づき落札者を決定する。

なお、総合評価点の点数配分は以下のとおり。評価方法の詳細については評価手順書（加算方式）（資料番号8）を参照のこと。

総合評価点＝技術点（100点）＋価格点（50点）

6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7. 見積書及び契約書

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書を直ちに提出すること。作成に当たっては、様式7見積書（資料番号15）を参考とすること。

なお、提出する見積書は消費税率10%で見積もること。

(2) 契約書

落札者は、契約書案（資料番号4）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を

承知の上入札すること。

○請負契約書（請負契約）

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※3. 契約書等フォーマット 請負契約条項をダウンロード

8. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. 問合せ先

(1) 電子調達システムに関する照会先（操作方法等）

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（IP電話等を御利用の場合）

FAX 017-731-3178

受付時間 平日9時00分～17時30分（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年始年末を除く。）

URL https://www.geps.go.jp/contact_us

(2) その他、本件に関する連絡先（提案書等、紙による入札書、質問状等の提出先）

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 総務企画部 企画調査課

担当者：森安 輝

電話 082-224-5626（ダイヤルイン）

E-mail moriyasu-akira@meti.go.jp

仕様書

1. 件名

令和2年度ポストコロナにおける中国地域の歴史・文化と産業の融合による付加価値向上の方策検討調査

2. 目的

中国地域（以下「当地域」という。）は、長い歴史に育まれた優れたものづくり産業の集積を有するとともに、出雲神話や神楽などに代表される豊かな文化が存在しており、その原点を見つめ直すとともに、ポストコロナを見据えて文化や産業を継承・発展させていくことが重要である。

本事業では、当地域の歴史を紐解くことにより、当地域の産業と歴史・文化の関わり（産業史）をとりまとめるとともに、当地域固有の歴史・文化・産業の価値を見直し、再構築することにより新たな付加価値を創出し、デジタル化等の新技術を活用しながら稼げる産業を当地域で展開する方策について検討する。

また、地方においては高齢化・人口減少による担い手の減少にともない、地域コミュニティの維持が困難となっており、このままでは古くから伝わる文化や産業が喪失してしまうだけでなく、それぞれの特徴を活かした地域固有の社会を継続・発展することができなくなってしまう可能性がある。

これらの文化についても、新たなビジネス手法等を導入することにより、地域住民の負担だけに頼らない、より多くの主体が支える形を検討する。

また、自治体や経済団体等の商標等の取得状況を調査することにより、伝統文化や産業における商標等の利活用による高付加価値ビジネスのあり方を検討する。

3. 事業期間

請負契約締結日から令和3年2月26日まで

4. 事業内容及び方法

提案者は、以下の事業内容について、具体的な実施内容・方法を企画提案すること。

(1) 産業発展の視点に基づく当地域の歴史・文化等に関する調査と分析

これまでに発表された先行文献などから、当地域の歴史・文化等を調査し、産業発展の視点から当地域の歴史（産業史）をまとめることで、当地域の多様な魅力の再発見・再確認を行うこと。その際、文化と産業が切り離せないものとして発展し、地域にとって必要不可欠であり、相互に付加価値を高めてきており、現在の企業活動とも

密接に繋がっていることが分かるように調査、分析を行うこと。

※調査方法

研究者による論文やレポート、自治体（県、市町村）の報告書、業界団体が発行している業界紙、経済団体の報告書等による文献調査

※対象テーマ

提案者は最低限以下のテーマについて調べること。ただし、これ以外にも相応しいテーマがある場合は提案すること。

- ・ 出雲神話から連なる神楽（石見神楽、ひろしま神楽、備中神楽）等の歴史
- ・ 中世たたら製鉄を源流とする、刀剣、金属加工や自動車工業等へとつながる鉄の歴史
- ・ 綿花栽培、繊維（緋や花笠）、から製糸・紡績、化学繊維やデニムに至る産業の歴史
- ・ 伝統的木工から製材、家具等の木製品製造業へと繋がる歴史
- ・ 鉱物資源（銀、銅、石炭、石灰）等を起源とする産業の歴史

- (2) 当地域の伝統文化（工芸）の持続化に向けた、資金調達やビジネス化の可能性、及び、商標等取得状況にかかる調査と分析

当地域の伝統文化（工芸）の中からビジネスとしての可能性や発展性を有するもの、新たなテクノロジーの活用可能性等についてアンケートを実施し、地域内外の企業等との連携の可能性を模索するとともに、ビジネス化に向けての課題（運営組織、資金調達の状況等）や維持・発展に係る問題点について調査、分析を行うこと。また、伝統文化の担い手や自治体等に商標等の取得状況及び利活用状況、並びにそのビジネス上の効果等を確認し、商標等を活用した付加価値向上のビジネスモデルを検討すること。

※調査対象、調査内容、調査方法として想定しているものは以下のとおり。

※調査対象の数字と調査内容の数字は連動している。

○調査対象

- ①伝統文化の担い手（組織）（中国5県における無形民俗文化財262件、無形文化財43件（国指定・県指定）の担い手等 150件以上）

※提案者はこれ以外にも相応しい伝統文化の担い手（組織）がある場合は提案すること。

- ②管内自治体（県市町村）（5県+107市町村）合計112件

- ③管内経済団体（商工会議所、商工会）（51商工会議所+114商工会）合計165件

○調査内容

- ①地域住民や民間企業等の活動との連携、観光産業との連携、寄附等の外部資金調達手

段、教育機関や研究機関との連携、文化財保護上の制約、民間からの資金調達及び連携が進まない理由、商標登録の有無、商標を出願したきっかけ、商標取得に対する満足度、商標活用の可能性や課題 等

②管内の伝統文化を保存、活用するための助成制度、文化財保護上の活動の制約、目録やデータベース等記録事業、学校教育や人材教育に関する取組、展示やイベント等博物館等との連携、協力企業の紹介等産業とのマッチングの取組、民間からの資金調達及び連携が進まない理由、商標登録の有無、商標を出願したきっかけ、商標取得に対する満足度、商標活用の可能性や課題 等

③管内の伝統文化に対するPRや集客に向けて取組、文化財保護の視点からの活動の制約、協力企業の紹介等産業とのマッチングの取組、民間からの資金調達及び連携が進まない理由、商標登録の有無、商標を出願したきっかけ、商標取得に対する満足度、商標活用の可能性や課題 等

○調査方法

アンケート調査票の作成、アンケートの送付（郵送）、回収及び調査結果の集計、分析等を行うこととする。また、新型コロナの影響を鑑みインターネットによるアンケートの回収ができるようにすること。

(3) 当地域の伝統産業や地場産業の新技术導入等による付加価値向上の可能性、及び、商標等取得状況にかかる調査と分析

当地域に古くから伝わる伝統産業（繊維（緋、花筵）、木工（家具、けん玉）、鉄（ヤスリ、針）、鉱物資源利用 等）や地場産業に関わる企業等に対してアンケートを実施し、当地域の伝統産業や地場産業における匠の技術、伝統産業の流れを汲む技術、他分野企業と連携する新たな取り組み、デジタル技術の活用事例等を調査するとともに、新技术等の活用による新製品・サービスの提供、付加価値創出の可能性について調査や分析を行うこと。また、伝統産業や地場産業に取り組む企業や自治体等に商標等の取得状況及び利活用状況、並びにその効果を確認するとともに、商標等を活用して伝統産業や地場産業の付加価値を高める手法について調査、分析すること。

※調査対象、調査内容、調査方法として想定しているものは以下のとおり。

※調査対象の数字と調査内容の数字は連動している。

○調査対象

①伝統産業や地場産業に取り組む企業 繊維（緋、デニム、衣類、花筵）、木工（家具、けん玉）、鉄（ヤスリ、針）、鉱物資源利用 等 130件

※提案者は最低限上記の伝統産業について調べる。ただし、これ以外にも相応しい伝統産業がある場合は提案すること。

- ②管内自治体（県、市町村）（5県＋107市町村）合計112件
- ③管内経済団体（商工会議所、商工会）（51商工会議所＋114商工会）合計165件

○調査内容

①-1（各種自社取り組みについて）

地元イベントとの連携、観光産業との連携、デジタル化・サービス化等の取組、デジタル化・サービス化に向けた他分野企業との連携、ポストコロナに向けた事業、商標取得の有無、商標を出願したきっかけ、商標取得に対する満足度、商標活用の可能性や課題、地元経済団体の支援の有無 等

①-2（自社技術等の歴史的な系譜について）

自社が保有する技術の中に地域性や特殊性、自社の沿革や保有する技術が生まれたことに歴史的な流れ、歴史や文化の文脈を活かしながら新技術等を活用して付加価値を創出した事例 等

②管内の伝統産業や地場産業を支援するための助成制度、新商品や新技術開発支援制度、地場産業の域内外における展示会等の取組、デジタル化・サービス化に向けた他分野企業とのマッチングや連携、ポストコロナに向けた地元産業の方向性、商標取得の有無、商標を出願したきっかけ、商標取得に対する満足度、商標活用の可能性や課題 等

③新商品や新技術開発支援制度、域内外における展示会等の取組、地場産業の経営者及び従業員向け研修事業、デジタル化・サービス化に向けた他分野企業とのマッチングや連携、ポストコロナに向けた地元産業の方向性、商標取得の有無、商標を出願したきっかけ、商標取得に対する満足度、商標活用の可能性や課題 等

○調査方法

アンケート調査票の作成、アンケートの送付（郵送）、回収及び調査結果の集計、分析等を行うこととする。また、新型コロナウイルスの影響を鑑みインターネットによるアンケートの回収ができるようにすること。

（4）当地域の歴史・文化の流れを汲む企業等の新たな展開及びデジタル化等新技術の活用にかかる調査と分析

当地域の産業の歴史の流れを汲むオンリーワン・ナンバーワン企業などに対してアンケートを実施し、自社が保有するものづくり技術等における地域性や特殊性の中に見られる産業の歴史的系譜を抽出するとともに、当地域の歴史・文化の文脈を活かしながら新技術等の活用により付加価値を創出している事例等について調査、分析を行うこと。

また、ポストコロナを見据えて、デジタル化やサービス化等の新たな技術トレンドに優位性を有する企業やその流れをビジネスに導入しようとしている企業等

に対して、地域文化・伝統産業技術等を活用した高付加価値製品・サービスの可能性について調査、分析を行うこと。

※調査対象、調査内容、調査方法として想定しているものは以下のとおり。

※調査対象の数字と調査内容の数字は連動している。

※提案者は最低限以下の調査対象について調べる。ただし、これ以外にも相応しい調査対象がある場合は提案すること。

○調査対象

①当地域の産業の流れを汲むオンリーワン・ナンバーワン企業（一般社団法人中国経済連合会選定134社、明日の日本を支える元気なモノ作り中小企業300社のうち当地域の企業39社）

②デジタル化やサービス化等のポストコロナにおいても優位性を有する企業やその技術をビジネスに導入しようとしている企業（管内情報産業協会の正会員企業220社）

○調査内容

①自社が保有する技術の中の地域性や特殊性、自社の沿革及び保有技術の誕生と歴史・文化との関連性、歴史・文化等のストーリーを活かしながら新技術等を導入して付加価値を創出した事例 等

②地域の歴史・文化等を活用することによる既存の製品やサービスへの付加価値創出の可能性、地域の歴史・文化等のストーリー活用のメリット、伝統産業、地場産業との連携の可能性 等

○調査方法

アンケート調査票の作成、アンケートの送付（郵送）、回収及び調査結果の集計、分析等を行うこととする。また、新型コロナの影響を鑑みインターネットによるアンケートの回収ができるようにすること。

(5) 地域文化のビジネス化事例のヒアリングを通じた付加価値の要素に係る抽出調査

当地域の伝統文化を源流にもちながら、デジタル化、サービス化など先進的な手法でビジネス化を進める事例に対してヒアリングを実施し、当地域の歴史・文化が持つ独自性や普遍的な価値を再確認し、新技術等を活用しながら新たな付加価値創出の手法や価値再構築の仕組み等について調査する。あわせて、当地域の歴史・文化と産業が連携して新たなビジネスを展開した事例の中で、商標等の取得や活用をおこなったものがあれば、調査、分析する。

※調査対象、調査内容、調査方法として想定しているものは以下のとおり。

※提案者は最低限以下の調査対象について調べる。ただし、これ以外にも相応しい調査対象がある場合は提案すること。

○調査対象

①青年会議所（JC）や日本商工会議所青年部（YEJ）に所属し、先行的な取組を実施している企業

②（２）～（４）のアンケート調査結果から当地域の伝統文化・産業等に源流にもちなながら、デジタル化、サービス化など先進的な手法でビジネスに取り組んでいる企業や伝統文化に係る新たな資金調達等の取組やビジネス手法を導入している企業等

○調査内容

当地域の歴史・文化が持つ独自性や普遍的な価値への意識、デジタル化、サービス化等の技術の活用による新たな製品やサービス提供の手法、地域産業や文化への影響、想い、伝統文化に係る新たな資金調達等の取組やビジネス手法の導入等の事例、伝統産業の流れを汲む企業においてデジタル化やサービス化の取組を行い、付加価値を創出向上している事例、商標取得の有無、商標を出願したきっかけ、商標取得に対する満足度、商標活用の可能性や課題 等

○調査方法

ヒアリング調査を２０件程度行うこと。ただし、新型コロナの影響を鑑み積極的にWeb会議システムを活用し、原則対面による調査を避けること。

（６）委員会の開催

本事業を実施するにあたり、学識経験者等で構成する委員会を設置し、調査事業の進め方や調査事業全般に関わっていただくとともに当地域の文化・歴史等を活かした付加価値創出による新事業の方向性及びこれからの産業のあり方についてポストコロナを見据えて議論、提言いただく。

また、委員会の下にワーキンググループを設置することとし、委員長は、ワーキンググループのグループリーダーも兼ねることとする。

１）委員の構成：学識経験者、金融機関、企業 等

なお、委員長（学識経験者）については、中国経済産業局総務企画部企画調査課（以下「当局」という。）において指定するものとし、提案は委員のみとする。

２）人数：４名以上（委員長を含む）

３）開催回数：３回（１回あたり２時間程度）

場所は中国経済産業局会議室とし、９月、１１月、１月を目途に開催することを想定。

4) 検討事項：以下のとおり想定し、当局と協議の上、決定することとする。

(第1回委員会)

- ・当該調査の趣旨、実施方法
- ・文献調査、アンケート調査、ヒアリング調査の方法、内容
- ・ワーキンググループの設置
- ・報告書の構成
- ・今後の進め方（スケジュール等）

(第2回委員会)

- ・中間報告（アンケート調査、ヒアリング調査の結果）
- ・調査報告書の取りまとめの方向性 等

(第3回委員会)

- ・ワーキンググループの報告内容の検討
- ・調査報告書の内容の検討 等

※委員会は中国経済産業局会議室で開催することを想定しているが、新型コロナの影響を考慮し、やむを得ない場合は、Skype等による非対面による委員会の開催も可能とする。

※必要に応じて委員に審議していただくテーマに即したゲストスピーカーを呼び、ヒアリングを実施することも可能とする。

(7) ワーキンググループの開催

本事業を実施するにあたり、企業の経営者、支援機関のアドバイザーや経済団体職員等で構成するワーキンググループを設置し、委員会で検討、提言するためのアイデアやビジネスモデルの提案を求めること。

- 1) メンバーの構成：企業の経営者、支援機関のアドバイザー、経済団体の職員等 なお、グループリーダー（学識経験者）については、当局において指定するものとする。
- 2) 人数：5名以上（グループリーダーを含む）
- 3) 開催回数：2回（1回あたり2時間程度）

場所は中国経済産業局会議室とし、12月を目途に開催することを想定。

検討事項：以下のとおり想定し、当局と協議の上、決定することとする。

- ・地域文化のビジネス化に向けた民間からの資金調達方法、及び、デジタル化等によるビジネス手法
- ・当地域の歴史・文化等を原点とする商品やサービスの新技術の活用等による高付加価値の新ビジネス創出の手法

- ・当地域が継続的に新事業を創出し続ける仕組みを構築する際の方向性（ソフトウェア化、デジタル化、サービス化、サステナブル等の整理）や具体的なビジネスモデルのアイデア例 等

※ワーキンググループは中国経済産業局会議室で開催することを想定しているが、新型コロナの影響を考慮し、やむを得ない場合は、Skype 等による非対面によるワーキンググループの開催も可能とする。

（８）事業報告書の作成

文献調査やアンケート調査、ヒアリング調査、委員会及びワーキンググループにおける審議内容等を踏まえて、本調査を通じて収集した情報及び分析結果をとりまとめた調査報告書を作成すること。

報告書には、ポストコロナを見据えた上で、当地域の伝統文化や伝統産業の流れを汲む産業が歴史・文化を活かしながら新技術を取り入れるなどの新たな付加価値創出による新事業の方向性をまとめるとともに、想定されるモデル事例（歴史文化の活用方法、新技術導入の際のポイント、マネタイズ（資金調達）等）を具体的に提示すること。

また、伝統文化や伝統産業における商標等の利活用による効果的な付加価値ビジネスのあり方についてまとめること。

5. 留意事項

- ・事業の実施にあたっては、新型コロナ感染拡大防止対策を講じること。
- ・全ての業務内容について、当局と密に連絡を取り合い、協議、相談しながら進め、疑義等が生じた場合は、当局と協議の上、迅速に問題解決を図ること。また、適宜（月1回程度）、進行状況を報告すること。特に、事例収集先、アンケートやヒアリングの質問項目等、調査内容については事前に当局と協議すること。
- ・事業全体のスケジュールについて可視化し、当局や関係者と調整を行うこと。
- ・各事業について、関係機関への働きかけ、調整等を実施すること。
- ・調査対象先に係る情報（氏名、所属、連絡先等）の管理や、調査に必要な資料の印刷・配布等の業務を行うこと。
- ・事業の進捗について中間取りまとめを行い、事業実施報告書作成の進捗管理を行うこと。特に、アンケートやヒアリングの調査結果について提出をすること。
- ・委員の選定に際しては、候補者案を事業者が提示し、当局と協議のうえ決定すること。
- ・報告書に記載する図面、写真、文章等を他の文献から引用する場合には、出典を明記するとともに、著作権者から報告書やウェブでの公開についての転載許諾を得ること。
- ・事業完了後、速やかに請負業務完了報告書を提出すること。

6. 本業務の請負事業者の義務等について

(1) 情報管理体制

- ① 請負事業者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、当局に対し別紙「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、当局の同意を得ること。（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても当局から求められた場合は速やかに提出すること。）なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

(確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、当局が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- ② 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、当局の承認を得た場合は、この限りではない。
- ③ ①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め当局へ届出を行い、同意を得なければならない。

(2) 履行完了後の情報の取扱い

- ・国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、当局の指示に従うこと。

7. 成果物

調査報告書電子媒体（CD-R） 1式

- ・調査報告書を納入すること。
- ・調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
- ・調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータについては、EXCEL形式等により納入すること。

8. 納入期限

令和3年2月26日（金）

9. 納入場所

中国経済産業局総務企画部企画調査課

10. その他

- (1) 業務の遂行に於いて疑義が生じた場合は、当局担当官と協議し、その指示に迅速かつ的確に従うものとする。
- (2) 事業者及び事業遂行者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、いかなる理由をもっても業務期間中及び業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。また、請負事業者は情報漏洩に対する措置を講じること。
- (3) 本業務で得られた成果物等の著作権、利用権は、ホームページへの掲載を含め当局に帰属する。
- (4) 会議運営を含む業務にあたっては、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づく環境物品等の調達推進に関する基本方針の「22-14会議運営」の判断基準を満たすこと。

□ ・ 環境物品等の調達推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定）

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/h31bp.pdf>

□ ・ グリーン購入の調達者の手引き（平成31（2019）年2月）

http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/h31_tyoutatusya.pdf

なお、請負業務完了後、別記様式により実績を報告すること。

会議運営について

会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）を運営する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定）による以下会議運営の基準を満たすこととし、様式により作成した会議運営実績報告書を納入物とともに提出すること。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/h31bp.pdf>

グリーン購入の調達者の手引き（平成31（2019）年2月）

URL : https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/h31_tyoutatusya.pdf

22-14 会議運営

(1) 品目及び判断の基準等

<p>会議運営</p>	<p>【判断の基準】 ○会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。 ①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。 ③紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。 ④会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。 ア. 公共交通機関の利用 イ. クールビズ及びウォームビズ ウ. 筆記具等の持参 ⑤飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア. ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。 【配慮事項】 ①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ②ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。 ③自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。 ④食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 ⑤資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------------	---

備考

- 「低燃費・低公害車」とは、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成24年10月）に基づく運転をいう。
 （参考）①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

支出負担行為担当官

中国経済産業局総務企画部長 殿

住 所
名 称
担 当 者 氏 名

会議運営実績報告書

契約件名：令和〇〇年度〇〇〇

会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）の運営を営む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件の実績を記載すること。

基 準	実 績	基準を満たせなかった理由
<ul style="list-style-type: none"> ・紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ・ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断基準を満たすこと。 ・紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 公共交通機関の利用 イ. クールビズ及びウォームビズ ウ. 筆記具等の持参 		
<ul style="list-style-type: none"> ・飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装※を使用しないこと。 イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。 		

記載要領

1. 請負契約において複数回会議を運営した場合、全会議を総合して判断すること。
2. 実績については、すべての基準が満たせた場合は、「○」を記載し、基準を満たせなかった項目があった場合は、「×」を記載し基準を満たせなかった理由を記載すること。該当しない項目基準については「-」を記載すること。

※ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、具体的には、飲料用のペットボトル、カップ、カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器等を指す。

評価項目一覧 - 提案要求事項 -										(機密性2)
提案書の目次	提案要求事項	評価区分	得点配分			評価の観点		基礎点	加点	提案書ページ番号
			合計	基礎点	加点					
1. 事業の実施方針等										
1.1	事業実施の基本方針、業務内容等	必須	20	5	15	・仕様書に記載の目的との整合性がとれているか。 ・仕様書に記載の内容について全て提案されているか。 ・偏った内容になっていないか。	・仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか。 ・実施内容に創意工夫がみられるか。			
1.2	事業実施方法	必須	20	5	15	・実施内容と整合性がとれているか。 ・実施方法は明確であり、妥当なものであるか。	・成果を高めるための創意工夫がみられるか。 ・効率的・効果的な提案がされているか			
1.3	事業実施計画	必須	10	5	5	・日程等に無理がなく、実現性はあるか。	・日程、手順等が効率的であるか。			
2. 組織の経験・能力等										
2.1	類似事業の経験、専門知識等	任意	10	—	10					
					うち	5	・本事業に関連する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。			
					うち	5	・過去に同様の事業を実施したことがあるか。(注)			
2.2	組織としての事業実施能力	必須	6	1	5	・事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか。	・本事業に関連する幅広い知見、ネットワークを持っているか。 ・優れた情報収集能力を持っているか。			
2.3	事業実施体制	必須	6	1	5	・事業の実施体制及び役割が、実施内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・事業を遂行可能な人数が確保されているか。 ・以下の資料が提出されているか。 ①情報管理に対する社内規則等(社内規則がない場合は代わりとなるもの。)				
					うち	4	・円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか。 ・当省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。			
					うち	1	・優れた管理体制となっているか。(注)			
2.4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等の状況) ※複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点。	任意	3	—	3		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 1段階目(※1)1点 2段階目(※1)2点 3段階目(※1)3点 プラチナえるぼし3点 行動計画(※2)0.5点 ※1 労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。 ※2 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん(旧基準)1点 くるみん(新基準)1.5点 プラチナくるみん2点 ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ユースエール認定2点			
3. 業務従事者の経験・能力										
3.1	事業に関する知見・知識・専門性等	必須	10	3	7	・本事業に関する知見・知識・ノウハウ等があるか。	・本事業に関連する人的ネットワークを持っているか。			
3.2	類似事業の経験、資格等	任意	15	—	15		・過去に同様の事業を実施したことがあるか。 ・本事業に有効な資格等を持っているか。			
		合計	100	20	80					

評価項目一覧 - 提案要求事項 - の補足説明(〔注〕の項目)

過去に不正行為を行った事業者からの提案については、その提案内容によらず、1年間は「過去に同様の事業を実施したことがあるか」といった過去の事業実績を評価する項目及び「優れた管理体制となっているか」といった組織の管理体制を評価する項目について、それぞれの評価項目に配点されている点数は加点評価を行わないこととします。

当該不正行為の定義については以下のとおりとします。

- (イ) 契約解除したもの
(ロ) 契約違反に伴う賠償又は違約金請求若しくは減額措置を実施したもの
(ハ) 契約違反であると第三者機関等の調査報告書でまとめたもの
(ニ) 補助金の交付決定取り消し(補助金適正化法第17条に基づく取り消し)を実施したものに限る。)をしたもの
(ホ) 経済産業省が補助金交付等停止措置又は指名停止措置を行ったもの②経済産業省が補助金交付等停止措置又は指名停止措置を行ったもの
※(イ)～(ハ)については、軽微なものとして大臣官房会計課長が認めるときは、除くことができる。

提案・入札を頂きました事業者の中で不正行為の要件に該当した事業者に対しては事業担当課室よりその旨ご連絡をさせていただきます。

提案書の目次			資料内容	提案の 要否	ひな型 ページ番号	提案書 ページ番号
大項目	中項目	小項目				
4 添付資料						
	4.1.	事業実施に係る工数	・事業実施に必要な工数の明細	必須		
	4.2.	実施体制及び担当者略歴	・本調達履行のための体制図	必須		
			・各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴(職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見)	必須		
	4.3.	組織としての実績	・請負事業者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名・住所・生年月日・所属部署・役職等がわかる「情報取扱者名簿」を契約時に提出できることを確約する。(別紙様式にて提示)	必須		
			・官公庁における、本領域の実績	任意		
			・官公庁以外も含めた、本領域における実績	任意		

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
下請負先	F						

(※1) 受注事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

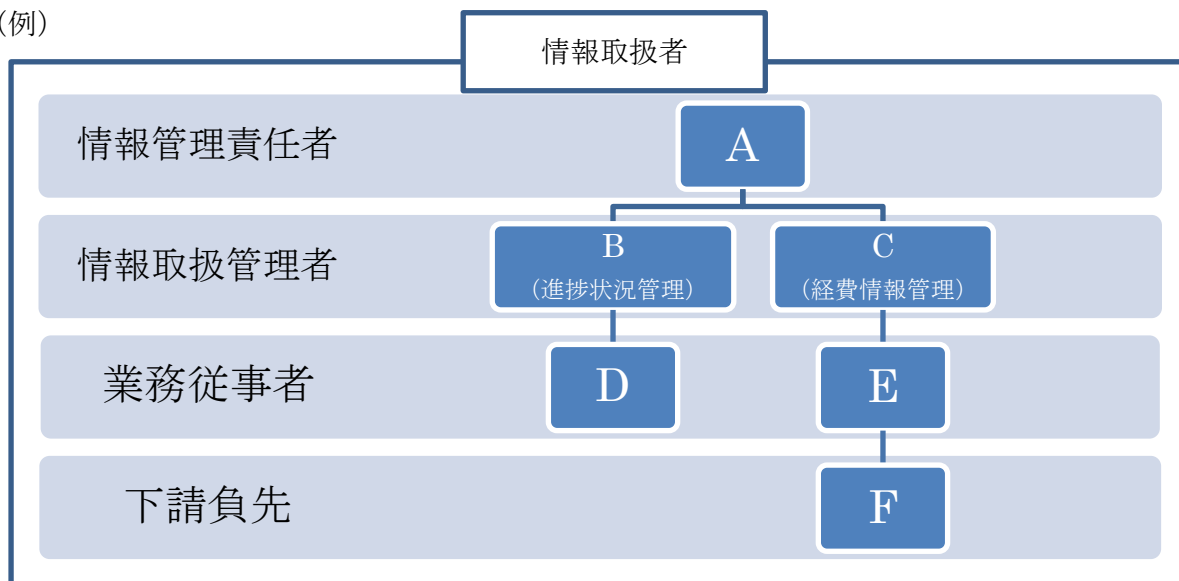
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(下請負先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

契約書（案）

文書番号

1. 案 件 令和2年度ポストコロナにおける中国地域の歴史・文化と産業の融合による付加価値向上の方策検討調査
2. 契 約 金 額 金〇〇〇, 〇〇〇円
(消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇円を含む。)
3. 案 件 内 容 仕様書のとおり
仕 様
4. 納 入 期 限 令和3年2月26日
(履行期限)
5. 契 約 期 間 契約締結日から令和3年2月26日まで
6. 納 入 場 所 中国経済産業局総務企画部企画調査課
(広島県広島市中区上八丁堀6-30)
7. 契 約 保 証 金 全額免除
8. そ の 他 契約条項のとおり

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀6-30
支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 名

乙 [所在地]
[相手方名称]
[代表者氏名]

※中国経済産業局役務請負契約条項は入札公告7. (2)に記載のURLからダウンロードして綴じ込むこと。